

犬を飼うときには、 次のルールを 守りましょう!



放し飼いをしてはいけません!

- 犬を飼う場合、つないで飼うか、柵などの中で飼わなければなりません。
- 室内犬であっても、来客対応時に逃げ出さないよう注意しましょう!
- 犬を散歩するときは、リード(引き綱)につないで行いましょう。
- 犬のリードは短くし、制御できるようにしましょう。
- つないで飼っている場合、金具などが古くなっていないか点検しましょう!



糞(ふん)は必ず持ち帰りましょう!

- 犬を散歩させるときは、糞をとる用具(ビニール袋、スコップ、紙など)を携帯しましょう。



最後まで責任をもって飼いましょう!

- みだりに傷つけたり、遺棄することは犯罪です。
- 飼い主には、終生飼養の責任があります。最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

犬にまつわる事件が発生しています。

「放し飼いの犬に咬まれて大怪我をした」「なでようとしたら吠えられ、ビックリして転んで骨折をした」また、つないで散歩している犬から「通行中にいきなり咬まれた」・・・など様々ですが、「たかが犬くらい」「犬がやったことだから」では済まされません。

飼い犬の登録

生涯に1回(生後91日以上)
最寄りの市町の窓口又は
かかりつけの動物病院で
手続きをしてください。

狂犬病予防注射

毎年1回(生後91日以上)
春の集合注射会場又は
近くの動物病院で
受けてください。

変更届

飼い主が変わった、
所在地が変わったときは
市町に届出をしてください。

必要な 手続き・届出

死亡届

飼い犬が死んだ場合、
市町に届出をしてください。

咬傷事故届

飼い犬が人を咬んだ場合、
保健所への届出が必要です。

急に
さわら
ないでね



知らないだと
びっくりするよ



飼い主が分かるように、
鑑札・注射済票や名札を
つけてください。